

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月12日付け4土第1675号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 評価項目、項目別配点、各発注者の採点結果を不開示とした実施機関の判断は妥当でなく、開示すべきである。
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年1月13日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「以下の工事を対象にした評価点内訳等の開示を請求します（詳細は別紙のとおり。）・小野富岡線・（仮称）五枚沢2号トンネル工事」という内容で公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。別紙には「請求する文書の内容（詳細内容）今回は、下記の■の公文書を対象に、開示を請求します。当該公文書を扱われている主務担当以外の部署で保管されている公文書も、開示請求の対象にしてください。」と書かれており、■の付された対象公文書として、「入札調書（総合評価落札方式）一式」「評価点内訳一式」「技術者ヒアリングに係るヒアリング時の説明内容、質問項目、評価内容、コメント、備考などを整理した帳票一式」「提出された技術提案書を、転記整理した帳票（一次選抜を含む）一式」「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価テーマ・課題項目別（細目別を含む）に採用・非採用、評価、点数（加点・減点）、技術評価点、コメント、備考などを記載した帳票（一次選抜を含む）一式」「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票（一次選抜を含む）一式」「その他、上記の評価点内訳を作成するために作成若しくは取得された公文書一式（技術審査を支援する業務の成果品（仮納品も含む）も含む）」が挙げられていた。

- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書を、「小野富岡線・（仮称）五枚沢2号トンネル工事（工事番号：第21-41370-0227号）以上の工事に係る次の文書」として、「・総合評価方式入札結果」「・総合評価方式評価結果」「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）の採点表」「・（仮称）五枚沢2号トンネルに関する技術提案の採点表」を特定した。

このうち、上記全ての公文書について条例第7条第6号イに基づき不開示とする公文書不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、令和4年1月31日付けで審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、原処分を不服として、令和4年2月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 これに対して実施機関は、令和4年11月21日付けで、原処分を取り消す旨の裁決を行い、審査請求人に通知した。それに基づき、実施機関は令和4年12月12日付けで、「評価項目の一部及び各入札参加者に係る各評価項目の評価の有無と点数」について

条例第7条第6号イに基づき不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

5 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月1日付けで、行政不服審査法第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

6 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和6年8月9日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件不開示部分の一部の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、次のとおりである。

(1) 本件審査請求に係る経緯

ア 令和4年1月11日付けの新聞に「小野富岡線・（仮称）五枚沢2号トンネル工事」（以下「当該工事」という。）の落札候補が決まった旨の報道があった。

イ 審査請求人は、条例第5条の規定により同月13日付けで公文書開示請求をした。

ウ 同月17日12時31分頃に福島県県政情報センターの担当者から審査請求人に対して請求内容について電話で問い合わせがあり、請求する工事は1件で、工事番号は「第21-41370-0227号」であると回答した。

エ 同月20日17時52分頃に福島県道路整備課の担当者から審査請求人に対して請求内容について電話で問い合わせがあり、請求する公文書の記載内容について回答した。

オ 同年2月1日17時10分頃に福島県土木総務課の担当者から審査請求人に対して電話があり、当該工事は仮契約も出来ていない、一部分も開示できない、不開示決定となる旨の説明があった。

カ 同月7日に、処分庁から郵送された令和4年1月31日付け3土第2059号の「公文書不開示決定通知書」を受領し、開示を請求した公文書のすべてを開示しないとする処分を知った。

キ 審査請求人は、福島県知事に対して同年2月10日付けで「福島県知事の令和4年1月31日付け3土第2059号の審査請求人に対する公文書不開示決定通知書に関する処分」を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

ク 同年11月25日に、処分庁から郵送された令和4年11月21日付け4土第1563号の「裁決書の謄本について（送付）」を受領し、「本件審査請求に係る処分を取り消す。」と記載された裁決があったことを知った。

ケ 同年12月19日に、処分庁から郵送された令和4年12月12日付け4土第1675号の「公文書開示決定通知書等の取り消しについて（通知）」を受領し、上記カの公文書不開示決定については取り消されたことを知った。

コ 加えて、同日に、処分庁から郵送された令和4年12月12日付け4土第1675号の「公文書一部開示決定通知書」を受領し、「評価項目の一部及び各入札参加者に係る各評価項目の有無と点数」を条例第7条第6号イに該当するとした理由

により開示しない部分となったことを知った。

(2) 審査会への諮問について

ア 条例第19条第1項には「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、福島県情報公開審査会に諮問しなければならない。」と、同項第2号には「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）」と規定されている。

イ ここで、上記(1)クで裁決がなされ、審査請求の全部を認容するものの、その後、上記(1)コの公文書一部開示決定の処分を行い、処分庁は当該審査請求に係る公文書の全部を開示していない。

ウ ここまでの事により、条例第19条第1項第2号の規定に基づき当該審査請求に係る公文書の全部を開示されておらず、違法である。

エ 加えて、同条第1項の規定によらず審査会への諮問も行われておらず違法である。

(3) 開示しない部分について

ア 特定対象とされた公文書のうち「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）の採点表」と「（仮称）五枚沢2号トンネルに関する技術提案の採点表」（以下、「対象公文書」という。）については、入札参加企業の技術提案内容が記載された部分については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とされることには異議はない。

イ また、「入札参加者による提案内容が記載された部分が公開されることで、他者が模倣することが想定され、他者が模倣することが可能となり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがある。このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、財産上の利益が損なわれることとなるため、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる情報に該当する。」という理由で、条例第7条第6号イに該当するとして不開示とされることも異議はない。

ウ 加えて、「当該技術提案の内容に対する発注者の採点結果のうち、入札参加者による提案内容を引用した部分についても、他者が模倣することが想定され、他者が模倣することが可能となり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがある。このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、財産上の利益が損なわれることとなるため、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる情報に該当する。」という理由により、条例第7条第6号イに該当するとして不開示とされることも異議はない。

エ 次に、「当該技術提案の内容に対する発注者の採点結果を公にすることは、技

術提案の評価基準を明らかにすることにつながるため、条例第7条第6号イに規定する県の契約に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」という理由により開示しないとされることには異議がある。

オ その主たる理由は、既に入札公告等に評価基準が公開されていること、加えて対象公文書の欄外下部に※表記で採点結果（技術審査書の点数、評価ランク（適or不適）、理由（評価する、評価しない）、理由（○、－、×）など）が記載されていることなどをもって、この部分については、その内容を開示すべきと考える。

(4) 開示請求権の侵害

本件処分により、審査請求人は、条例第5条の開示請求権を侵害されている。

(5) 処分庁の弁明内容について

ア 弁明書において、「評価基準が明らかになることで、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがある。」とされている。

イ 一方、「評価基準が明らかになることで、入札参加者が今後個別の課題に対する提案をより深く考えることや、他者の提案よりも一歩進んだ技術を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力の増加があることも否定できない。」と考える。

(6) 結論

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(7) 諮問の遅れについて

ア 審査請求書で示したとおり、本案件は一度審査請求し裁決を経た後、再度審査請求した案件である。

イ 最初の開示請求は令和4年1月13日で、請求から3年を迎えようとしている。

ウ 本件は、当初の審査請求（令和4年2月10日）から、この諮問（令和6年8月9日）までに約2年6か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、この諮問を行うまでにこれほどの長期間を要するものとは考え難い。

エ 加えて、条例第20条の審査会諮問通知は、実際の諮問日から4か月近く遅れて通知（令和6年11月28日通知、令和6年11月30日受領）があった。これも審査請求人が審査会事務局に問い合わせして非通知が発覚したものである。

オ また、この諮問については、審査請求人に弁明書を送付した日（令和6年8月9日送付、令和6年8月19日受領）に諮問がなされている。

カ 審査庁が原処分に対し適切な判断をしないままに、諮問を行った場合には、それ自体、条例第19条の諮問の趣旨を逸脱し、福島県情報公開審査会の責務を否定するものとなり、情報公開制度の趣旨や精神にもとるものといわざるを得ないこととなる。

キ そのことから、審査請求人は、諮問は弁明書に対する反論の内容を確認した後、再度の弁明が必要ないと判断してから行うべきであると考えます。

ク 諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応を望む。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 当該技術提案の内容に対する採点結果について

ア 審査請求人は、当該技術提案の内容に対する採点結果について、「当該技術提案の内容に対する発注者の採点結果を公にすることで、技術提案の評価基準が明らかになってしまうことを理由に開示しないとされることに異議がある。その理由として、既に入札公告等に評価基準が公開されていること、加えて対象公文書の欄外下部に※表記で採点結果（技術審査書の点数、評価ランク（適or不適）、理由（評価する、評価しない）、理由（○、－、×）など）が記載されていることなどをもって、この部分は開示すべきである」と主張する。

イ 審査請求人は入札公告等に評価基準が公開されていると主張するが、入札公告では技術提案書作成要領に施工計画の中項目等が公開されているにすぎず、本件処分において開示しない理由とした技術提案の評価基準とは、中項目に対する具体的な評価基準を指し、それは入札公告等で公開されていない。加えて、中項目に対する具体的な評価基準は直接に評価点数につながる内容であることから、評価基準が明らかになることで、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがある。このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、県の財産上の利益が損なわれることとなるため、中項目に対する具体的な評価基準は条例第7条第6号イで規定する「県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる情報」に該当する。

ウ また、審査請求人は対象公文書の欄外下部に※表記で採点結果が記載されていると主張するが、対象公文書のうち「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）の採点表」の欄外下部にある※表記には採点方法が記載されているにすぎず、技術提案の内容に対する採点結果は記載されていない。たしかに、対象公文書のうち「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）の採点表」の中に、採点結果として「○、－、×」を記載している部分があるが、それらは中項目に対する具体的な評価基準の採点結果であり、開示することで評価基準が明らかになるおそれがある。そのため、※表記で採点方法が記載されていることをもって、これら採点結果を開示する理由にはならない。

エ 以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく、本件処分は妥当である。

2 審査会への諮問について

ア 審査請求人は、審査会への諮問について、「令和4年2月10日付け審査請求に対し、令和4年11月21日付けで認容裁決がなされ、審査請求の全部を認容するものの、その後、本件処分を行い、処分庁は当該審査請求に係る公文書の全部を開示していない。ここまでの事より、条例第19条第1項第2号の規定に基づき当該審

査請求に係る公文書の全部を開示しておらず、違法である。加えて、同条第1項の規定によらず審査会への諮問も行われておらず、違法である。」と主張する。

イ 条例第19条第1項第2号によれば、審査請求に対し、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするときは福島県情報公開審査会に諮問しなくてもよい。しかし、審査請求人の主張どおり、本件処分では、裁決で審査請求の全部を認容したにもかかわらず、当該審査請求に係る公文書の全部を開示していない。

ウ また、条例第19条第1項には「審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、福島県情報公開審査会に諮問しなければならない」と規定されている。本件処分は、条例第19条第1項第1号「審査請求が不適法であり、却下するとき」に該当せず、また、上記の通り条例第19条第1項第2号にも該当しないにもかかわらず、福島県情報公開審査会に諮問していない。

エ このことから、本件審査請求により、改めて条例第19条第1項に基づく手続を行う。

3 結論

以上のとおり、審査会への諮問について一部瑕疵があったものの、本件処分を覆す事情及び理由は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求に記載された内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、本件審査請求は、対象公文書の一部を特定してなされていること、その他公文書の特定について争いが無いことから、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

そのうえで、審査請求人は「入札参加企業の技術提案内容が記載された部分」及び「当該技術提案の内容に対する発注者の採点結果のうち、入札参加者による提案内容を引用した部分」について、実施機関が開示しなかった判断を争っていないため、当該部分については当審査会の判断の対象とはしない。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第6号に該当することを理由として、評価項目、項目別配点、各発注者の採点結果（以下、「本件不開示部分」という。）について不開示としているが、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めていることから、本件処分による不開示情報の該当性について検討する。

(2) 条例第7条第3号について

ア 条例第7条第3号の趣旨について

条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるものである。

本号アにおいて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて不開示としている。

また、本号の「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

イ 条例第7条第3号アの該当性について

(ア) 競争上の地位について

対象公文書は、総合評価方式における技術審査書の採点表及び技術提案の採点表である。これらは事業者の評価に関する公文書であり、事業者の競争上の地位に関わる公文書と言える。

このうち、本件不開示部分は、事業者の提案についての県の評価を示すもので、その評価の内容が明らかにされることによって事業者の競争上の地位が左右される可能性がある。

特に、本件処分で事業者名が開示されていることから、各発注者の採点結果が開示されることにより、特定の事業者の詳細な採点結果が明らかになる。

そのことで、低い評価を受けた事業者の評価結果が明らかになり、低い評価を受けた事業者の社会的な評価を低下させ、競争上の地位を低下させる可能性がある。

だが、本件処分においては、中項目（主要工種、工程順序、工程管理手法など）ごとに小項目（中項目を細分化した評価項目）の評価点を合計した点数がすでに開示されており、その小項目ごとの評価点をさらに開示したところで競争上の利益をさらに害するおそれは依然抽象的なものにとどまると解する。

よって、本件不開示部分を開示しても事業者の競争上の利益を具体的に害するおそれは抽象的なものに過ぎないと考える。

(イ) その他正当な利益について

条例第7条第3号アにおける「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、ノウハウに関する情報又は信用上不利益を与える情報、経営方針・経理・人事等の情報などを指すと解する。

本件不開示部分を開示したところで、そのような情報が明らかになるとは解しがたく、本件不開示部分を開示しても事業者の正当な利益を害するおそれは抽象的なものに過ぎないと考える。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の趣旨について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は

地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

本号イにおいて、契約に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報について不開示としている。

また、本号の「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

イ 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書は、総合評価方式における技術審査書の採点表及び技術提案の採点表である。これらは入札事務に係る公文書であり、県の契約に係る事務に関する公文書と言える。

このうち、本件不開示部分は、技術提案の具体的な評価基準を示す情報である。

(ア) 公表の有無について

審査請求人は、①入札公告等で評価基準が公表されている、②対象公文書の欄外下部に※表記で採点結果が記載されている、として、技術提案の評価基準はすでに公開されているのだから、それを開示したとしても、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではないと主張する。

それに対して実施機関は、①入札公告では技術提案書作成要領に施工計画の中項目等が公開されているにすぎず、本件処分において開示しない理由とした技術提案の評価基準とは、中項目に対する具体的な評価基準を指し、それは入札公告等で公開されていない、②対象公文書のうち「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）の採点表」の欄外下部にある※表記には採点方法が記載されているにすぎず、技術提案の内容に対する採点結果は記載されていないとして、本件不開示部分を開示することで県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと主張する。

この点について、当審査会が実際に対象公文書をインカメラ審理したところ、①入札公告等で公表されているのは中項目にすぎないが、本件不開示部分にはさらに具体的な評価基準が示されていること、②対象公文書の欄外下部に※表記で記載されているのは採点方法にすぎず、そこから具体的な評価基準を推測することは困難であること、を確認した。

よって、本件不開示部分について、県ホームページ等で公表されているとは言い難く、公表されているのはより抽象的な評価方法等にすぎず、それが公表されているからといって本件不開示部分について公表されているとは言えないと認められる。

それゆえ、公表の有無によって本件不開示部分の開示妥当性を認めることは困難である。

(イ) 条例第7条第6号イの該当性について

実施機関は、本件不開示部分を開示することにより、評価基準が明らかになり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技

術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがあるうえ、そのことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、県の財産上の利益が損なわれることとなるため、本件不開示部分は「県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる情報」に該当し、条例第7条第6号イにより不開示としたと主張する。言い換えれば、具体的な評価基準を明らかにすると入札の際にその基準をクリアすることに終始し、総合的な企業努力がおろそかになってしまうことを危惧している。

それに対して審査請求人は、評価基準が明らかになることで、入札参加者が今後個別の課題に対する提案をより深く考えることや、他者の提案よりも一歩進んだ技術を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力の増加があることも否定できないと反論している。

当審査会は、実施機関が主張する支障は抽象的なものに過ぎず、具体的なおそれは生じないことから、本件不開示部分を明らかにすることが必ずしも企業の総合的な努力を怠らせるものではないと考える。むしろ、本件不開示部分を明らかにすることで、その工種について最低限押さえておかなければならない下限が明らかになると考える。また、企業が必要最低限の努力に終始することを危惧するのならば、評価点に段階を付けるなどの工夫により、必要最低限の努力に終始するような企業を選定される結果を回避することができるはずである。

実際、当審査会が調査したところ、具体的な評価基準までホームページで公表している自治体も存在する。

また、当審査会が実施機関に聴き取ったところ、同じ工種については具体的な評価基準は同じ項目・基準が設定されており、その工種についてどういふ点が評価されるかを推測するのは容易であるとの回答を得た。

以上より、本件不開示部分を開示したとしても、県の財産上の利益を不当に害するおそれはないため、本件不開示部分は条例第7条第6号イに該当せず、開示すべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問も迅速な手続きが求められている。

本件において、実施機関が審査会に諮問をするまでに、審査請求の日から1年5か月を経過している。実施機関においては、審査請求があったときは、条例第19条第1項の規定に基づき速やかに諮問することが求められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年 8月 9日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 6年11月 7日 (第344回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年11月28日 (第345回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年12月 4日	・審査請求人からの意見書を收受
令和 6年12月19日 (第346回審査会)	・審議
令和 7年 1月16日 (第347回審査会)	・審議
令和 7年 1月29日 (第348回審査会)	・審議
令和 7年 2月12日 (第349回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者